

## 第 8 産業保安行政

火薬類及び高圧ガス・液化石油ガスの製造・販売・貯蔵等に係る許認可事務を行っている。また、火薬類及び高圧ガスの製造施設・貯蔵所等への立ち入りによる「製造施設等の維持状況，保安管理体制」についての検査・指導，液化石油ガス販売所等への立ち入りによる「LPガス消費家庭の保安点検状況，保安啓発状況」についての検査・指導を実施している。

さらに，一般社団法人宮城県LPガス協会や一般社団法人宮城県火薬類保安協会等の産業保安関係団体と連携し，事業所に対する危害予防啓発を行い，災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

電気工作物の保安確保等については，電気工事業を営む者の登録事務のほか，電気工事の作業に従事する者の免状交付事務等を行っている。

なお，火薬類取締法に係る許認可等の事務（免状に係るものを除く）は，平成14年度から各市町村（実務は消防本部（局））に権限を移譲している。また，高圧ガス保安法に係る事務（免状に係るものを除く）及び液化石油ガス法に係る事務については，平成18年度から仙台市に，平成21年度からは登米市にそれぞれ権限を移譲している。

産業保安行政の体系については，以下のとおりである。

＜産業保安行政体系図＞

火薬類の保安対策	指導取り締り	製造・販売等の許可（猟銃等に係るものを含む）
		譲受・消費等の許可
		保安検査，立入検査（猟銃等に係るものを含む）
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		火薬類危害予防週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の認可，保安教育計画の認可
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状の交付		
高圧ガスの保安対策	指導取締り	製造・貯蔵等の許可，登録等
		保安検査，立入検査，完成検査
		高圧ガス積載車両路上取締り
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		高圧ガス保安活動促進週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の届出受理
定期自主検査の実施指導		
保安責任者免状等の交付（平成18年度より外部委託）		
電気工作物の保安確保	電気工事業者の適正な業務の確保及び工事の欠陥による災害の防止	電気工事業者の登録
		電気工事業者への立入検査
電気工事士免状の交付（平成18年度より外部委託）		
電気用品の安全性確保	電気用品による危険及び障害の発生防止	電気用品販売店への立入検査

# 1 火薬類・猟銃保安

## (1) 火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類等は、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

## (2) 火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売、貯蔵等）の現状

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく製造、販売等の許可事業所数は、表1-1、1-2のとおりである。

表1-1 火薬類事業所数等（市町村に権限移譲）（平成26年3月31日現在）

	製造業者（煙火類）			販 売 業 者									火 薬 庫							庫 外 貯 蔵 所					
	打上仕掛	がん具	打上・仕掛 がん具兼業	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	1級	2級	3級	実包	煙火	がん具	導火線	水 雷	小計	販売業者	委託貯蔵	土木業者	その他
仙南消防本部	1	0	0	1	2	0	2	0	0	1	2	8	6	0	0	0	1	0	0	0	7	4	0	0	3
仙台市消防局	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	4	10	8	0	0	1	12	1	0	0	22	3	0	0	13
名取市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2
岩沼市消防本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0
亘理消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
塩釜消防本部	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	4	1	0	1	0	2	0	0	0	4	3	0	0	7
黒川消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大崎消防本部	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	5	0	0	0	0	1	4	0	0	5	4	0	0	1
栗原市消防本部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
登米市消防本部	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	5	6	0	0	1	1	0	0	0	8	4	0	0	0
石巻消防本部	0	0	0	0	2	0	0	2	0	1	6	11	3	0	0	0	1	1	0	0	5	2	0	0	1
気仙沼消防本部	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	4	2	0	0	0
県 合 計	4	0	0	1	13	1	7	7	0	4	19	52	28	0	2	3	24	6	0	0	63	23	0	0	28

※1 販売業者のA, B, C, D, E, F, G, H欄は、それぞれ、以下の内容をさす。

- A 火薬（猟用火薬を除く。）又は爆薬を販売するもの
- B 火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
- C 火工品（船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。）
- D 実包又は猟用火薬（猟用の無煙火薬と黒色火薬）を販売するもの
- E 船舶用火工品を販売するもの
- F 建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの
- G 煙火を販売するもの
- H 競技用紙雷管を販売するもの

※2 1級～3級火薬庫の定義は以下のとおりである。

- 1級 最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。
- 2級 土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。
- 3級 少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。

表1-2 猟銃等製造販売事業所数(平成26年3月31日現在)

事業所区分	事業所数
製 造	0
製造・販売	8
販 売	2
計	10

(3) 火薬類・猟銃等関係許可等件数

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく平成24年度の許可件数は、表2-1、表2-2のとおりである。

表2-1 火薬類許可件数【市町村長に権限委譲】 (平成25年度)

許認可等区分	件数	許認可等区分	件数
火薬類製造営業許可	0	火薬類輸入許可	0
火薬類販売営業許可	0	火薬庫外貯蔵所指示	12
火薬庫設置許可	0	危害予防規程の認可	0
火薬類譲渡許可	5	保安教育計画認可	52
火薬類譲受許可	160	製造施設完成検査	0
火薬類消費許可	242	火薬庫完成検査	0

表2-2 猟銃等許可件数 (平成25年度)

許認可等区分	件数
猟銃等製造許可(移転)	0
猟銃等販売許可(移転)	0

(4) 免状の交付

平成25年度の火薬類保安責任者免状交付件数は、表3のとおりである。

表3 火薬類取扱(製造)保安責任者免状交付件数(平成25年度)

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換	計
甲種取扱保安責任者	37	1	0	38
乙種取扱保安責任者	13	1	0	14
丙種製造保安責任者	3	0	0	3
計	53	2	0	55

甲種取扱・・・火薬庫において火薬を貯蔵する場合、火薬類の消費場所(発破現場など)において火薬類を消費する際に、法の規程に基づいて種々の保安に関する職務を行う。

乙種取扱・・・甲種と乙種とは、火薬類の貯蔵合計量(乙種は年間に20t未滿に限定)又は消費合計量(乙種は1ヶ月に1t未滿に限定)により、火薬類取扱保安責任者への選任資格が異なる。

丙種製造・・・煙火等の製造数量が1日300kg未滿の製造工場で火薬類製造保安責任者の選任資格を有する。

### (5) 立入検査等

火薬類消費場所等に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況を検査するため、立入検査を行っている。

火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造及び設備等が技術上の基準に適合しているかについて保安検査を行っている。

平成25年度に実施した検査件数は、表4のとおりである。

表4 火薬類保安検査等実施件数【市町村に権限委譲】 (平成25年度)

	煙火製造所	火薬庫	販売所	消費場所	庫外貯蔵所	計
立入検査	5	48	54	189	36	332
保安検査	4	23	0	0	0	27

### (6) 各種講習会の実施状況

(社)宮城県火薬類保安協会の主催する火薬類取扱者を対象とした各種保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚と事故防止の徹底を図った。平成25年度の実施状況は、表5のとおりである。

表5 講習会受講者数 (平成25年度)

講習区分	実施回数	受講者数
火薬類保安講習会(保安責任者等)	10	435
発破技術講習会	1	91
計	11	526

### (7) 火薬類事故の発生状況

平成20年からの火薬類による事故の発生状況は、表6のとおりである。

表6 火薬類事故関係発生状況(経年変化)

年次 区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数	1	0	3	0	2	2
死者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数	0	0	3	0	2	0

## 2 高圧ガス保安

### (1) 高圧ガス規制の目的

高圧ガスは、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、製造、販売、貯蔵、消費等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

### (2) 高圧ガス関係事業所（製造、販売、貯蔵、消費）の現状（仙台市・登米市分を含む）

「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可及び届出事業所数は、表7のとおりである。

なお、ガスの種類別高圧ガス製造事業所数は、表8のとおりである。

表7 高圧ガス関係事業所数 (平成26年3月31日現在)

管内事業所区分		大河原	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	計	
製造事業所	第一種	一般高圧ガス	17	71	8	6	1	11	3	117
		冷凍	7	58	5	1	2	56	20	149
		液化石油ガス	7	35	12	2	6	10	5	77
		計	31	164	25	9	9	77	28	343
	第二種	一般高圧ガス	47	179	30	13	7	33	12	321
		冷凍	154	632	111	43	39	250	114	1,343
		液化石油ガス	0	1	0	1	0	0	0	2
		計	201	812	141	57	46	283	126	1,666
	コンビ則		0	3	0	0	0	0	0	3
	計		232	979	166	66	55	360	154	2,012
販売事業所	高圧ガス保安法	一般高圧ガス	26	467	33	13	10	64	39	652
		液化石油ガス	49	153	54	20	13	55	28	372
	液化石油ガス法	販売事業者数	71	199	81	35	30	78	43	537
		特定供給設備	3	14	1	2	0	5	1	26
貯蔵所	第一種	一般高圧ガス	8	48	3	2	0	9	1	71
		液化石油ガス	7	17	4	4	1	2	0	35
		計	15	65	7	6	1	11	1	106
	第二種	一般高圧ガス	16	121	11	7	6	7	6	174
		液化石油ガス	2	2	3	2	0	0	0	9
		計	18	123	14	9	6	7	6	183
計		33	188	21	15	7	18	7	289	
特定消費事業所	一般高圧ガス		11	45	5	6	3	10	1	81
	液化石油ガス		6	13	6	5	1	2	0	33
	計		17	58	11	11	4	12	1	114
容器検査所		2	28	2	0	0	1	1	34	

表8 ガスの種類別高圧ガス製造事業所数  
(1) 一般高圧ガス関係 (平成26年3月31日現在)

ガスの種類	区分	第一種	第二種
空気		13	39
酸素		41	140
アセチレン		1	0
窒素		70	102
水素		5	2
炭酸ガス		39	17
フロンガス		5	22
アンモニア		1	0
塩素		1	0
六フッ化硫黄		1	0
天然ガス		7	2
石油精製		1	0
その他		27	32
計		212	356

(注) 同一事業所で2種類以上の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(2) 冷凍関係 (平成26年3月31日現在)

ガスの種類	区分	第一種	第二種
フルオロカーボン		95	1,223
アンモニア		40	81
二酸化炭素		18	55
計		153	1,359

(注) 同一事業所で2種類の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(3) 高圧ガス関係許可・届出件数

平成25年度における「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可・届出件数は、表9のとおりである。

表9 高圧ガス関係許可・届出件数 (平成25年度)

許可等区分 ガス区分	許可				登録・認定・届出									
	製造		貯蔵		製造		貯蔵		特定消費		販売	保安機関		
	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	新規	更新	
一般高圧ガス	3	23	2	2	7	1	9	2	1	2	14	-	-	
冷凍	6	5	-	-	69	5	-	-	-	-	0	-	-	
液化石油ガス	高保法	0	17	1	1	0	2	0	0	1	0	3	-	-
	液石法	5	3	1	0	-	-	-	-	-	0	1	168	
コンビ則	0	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	14	75	4	3	76	8	9	2	2	2	17	1	168	

#### (4) 免状の交付

平成 25 年度の高压ガス製造保安責任者、高压ガス販売主任者等に係る免状の交付件数は、表 10 のとおりである。

表 10 免状交付件数（平成 25 年度）

免状の種類	乙種化学	丙種化学		乙種機械	冷凍機械		販売主任者		液化石油ガス設備士
		液石丙化	特別丙化		第 2 種	第 3 種	第 1 種	第 2 種	
交付件数	8	33	20	23	29	74	48	130	100

#### (5) 立入検査等

- 「高压ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可を受けた事業所は、完成検査又は使用前検査に合格した後でなければ、施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく検査を適宜行っている。
- 第 1 種製造事業所について、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているかについて検査するため、定期的に保安検査を行っている。
- 災害の発生防止のため、製造、販売事業所に対して毎年度立入検査を実施し帳簿書類を検査している。
- 高压ガス運搬車両については、毎年度関係機関と協力の上、取締・指導を行っている。

平成 25 年度に実施した検査件数は、表 11 のとおりである。

表 11 保安検査等実施件数（平成 25 年度）

事業所区分		検査区分	保安検査	完成検査	立入検査	移動車両検査
製造所	一般高压ガス		23	11	37	-
	冷凍		0	0	0	-
	液化石油ガス	高保法	1	16	19	-
		液石法	2(5)	6(6)	7(11)	-
コンビ則		0	2	4	-	
販売所	一般高压ガス		-	-	0	-
	液化石油ガス	高保法	-	-	29	-
		液石法	-	-	130	-
貯蔵所			-	4	8	-
移動車両	タンクローリー		-	-	-	19
	バラ積み		-	-	-	23
容器検査所			-	-	8	-
消費場所		特定消費	-	-	18	-
		その他	-	-	11	-
その他			-	-	0	-
計			26(5)	39(6)	271(11)	42

※液石法の欄の（ ）内は、充てん設備の台数。

### (6) 各種講習会の実施状況

例年、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく設備基準等の徹底と自主保安の確立による災害防止を図るため、各種講習会を実施しており、平成25年度の実施状況は、表12のとおりである。

表12 講習会受講者数（平成25年度）

講習会種類	実施回数	受講者数
高圧ガス製造事業所等関係	3	119
液化石油ガス販売事業関係	9	674
計	12	793

### (7) 高圧ガス事故の発生状況

高圧ガス関係の事故発生状況は表13のとおりである。平成25年の事故件数は19件と例年に比べて減少し、容器の喪失・盗難が約4割を占めている。平成25年に発生した事故の概要は、表14、表15のとおりである。

なお、液化石油ガスの区分において、一般消費者に係る事故の件数等は、括弧内の数値で示した。

表13 高圧ガス事故関係発生状況（経年変化）

区分		年次									
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
液化石油ガス	件数	14 (4)	20 (6)	26 (1)	26 (9)	25 (6)	20 (4)	51 (10)	25 (1)	10 (3)	8 (5)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	負傷者数	2 (2)	2 (1)	21 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
一般高圧ガス	件数	12	7	12	14	17	16	17	20	15	10
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	負傷者数	0	0	0	3	2	0	1	1	5	0
冷凍	件数	1	0	0	1	0	2	1	9	0	1
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	27 (4)	27 (6)	38 (1)	41 (9)	42 (6)	38 (4)	69 (10)	54 (1)	25 (3)	19 (5)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	負傷者数	2 (2)	2 (1)	21 (1)	3 (0)	3 (1)	0 (0)	5 (4)	1 (0)	5 (0)	1 (1)



表14 平成25年 高圧ガス事故

No	発生月日	市町村発生場所	人身被害事故の分類	ガスの種類 災害現象	事故原因	事故概要
1	1.19	登米市消費先	— C級	LPガス その他（盗難）	その他	建築現場で使用していたLPガス容器10kg1本が盗難にあったもの。
2	2.12	岩沼市消費事業所	— C級	酸素漏洩	腐食管理不良	液化酸素ローリーからCEへ充填後、点検時にローリーの加圧蒸発器から酸素の漏洩を発見した。液入口側マニホールド部分が腐食していたもの。
3	2.14	登米市消費先	— C級	LPガス その他（盗難）	その他	集会所に設置していたLPガス容器20kg2本のうち1本が盗難にあったもの。
4	2.19	仙台市宮城野区製造事業所	— C級	酸素漏洩	製作不良	点検時に酸素圧縮機3段クーラードレーン配管固定用溶接部より酸素の漏洩を発見したもの。
5	2.24	登米市消費先	— C級	LPガス その他（盗難）	その他	集会所に設置していたLPガス容器10kg1本が盗難にあったもの。
6	3.20	仙台市宮城野区消費先	— C級	アセチレン、酸素 その他（盗難）	その他	資材置場に保管していたアセチレン容器4kg1本及び酸素容器7m <sup>3</sup> 1本が盗難にあったもの。
7	3.25	角田市製造事業所	— C級	水素漏洩	その他	実験中に液化水素貯槽付近で霧状のものを確認し、同時にガス漏洩警報器が作動した。極低温（約-250℃）と常温との温度変化を繰り返したため、バルブのネジ込み部の締め付けに緩みが生じたためと考えられる。
8	4.10	伊具郡丸森町消費先	— C級	アセチレン、酸素 その他（盗難）	その他	消費先で保管していたアセチレン容器7kg1本及び酸素容器7m <sup>3</sup> 1本が盗難にあったもの。
9	6.28	名取市製造事業所	— C級	フルオロカーボン134a 漏洩	誤操作	ターボ冷凍機をメーカーによる整備点検中に試運転し、油圧調整弁を操作しようとしたところ、誤って油圧調整弁のネジ込み部を緩ませてしまい、冷媒（R-134a）を漏洩させたもの。
10	7.5	角田市製造事業所	— B級	エチレン 漏洩、異常燃焼	その他	実験終了時の窒素パージ作業中、配管内に予想外の量の残ガス（エチレン）があり、それが漏洩して異常燃焼した。なお、本事故は平成24年9月24日に発生した事故から1年以内の同一事業所における事故であるため、B級事故となったもの。
11	7.26	栗原市消費先	— C級	塩素漏洩	地震	住民が異臭に気付き調査したところ、小規模水道の滅菌用塩素が漏洩していたもの。近年の地震の影響で塩素の注入口が徐々にずれたものと思われる。
12	8.6	柴田郡川崎町消費先	— C級	酸素 その他（喪失）	その他	消費先で保管していた酸素容器7m <sup>3</sup> 1本が喪失したもの。
13	8.22	柴田郡柴田町消費先	— C級	酸素 その他（喪失）	その他	消費先で保管していた酸素容器0.51m <sup>3</sup> 1本が喪失したもの。
14	12.20	石巻市消費先	— C級	酸素 その他（盗難）	その他	建物解体現場で保管していた空の酸素容器7m <sup>3</sup> 2本が盗難にあったもの。

表 1 5 平成 25 年 液化石油ガス一般消費者等事故

No	発生 月日	市 町 村 発生場所	人身被害 事故の分類	災害現象 安全装置等 の状況	事故原因	事 故 概 要
1	3. 20	大崎市 消費先	— C級	漏洩	不明	アパートの容器置場にて容器の検圧口のキャップが何らかの原因により外れ、ガスが漏洩したものの。
2	4. 20	柴田郡柴田町 消費先	— C級	漏洩	水道工事業者がアパートの水漏れ作業中、外壁を切断していたところ、丸ノコでガスフレキ管に傷を付けてしまい、ガス漏れしたものの。	
3	9. 6	宮城郡松島町 消費先	軽傷 1 名 C級	漏洩、火災	消費者の取 扱い不備	菓子製造従事者がコンロに点火棒ライターで点火しようとしたところ、漏れていたガスに引火し、両腕と顔に火傷を負ったものの。始業前準備のため業務用コンロを移動した際、誤って栓が開放状態になり、ガスが漏洩していたことに気付かないまま別のコンロに点火してしまった。ガス漏れ警報器も電源投入直後の起動準備中のため作動せず、窓も開放されていたためガス漏れには気付かなかった。
4	10. 14	仙台市青葉区 消費先	— C級	漏洩爆発	消費者の取 扱い不備	老人ホームの従業員が業務用燃焼器（オープン 2 室装備付き 5 口コンロ）を使用する際に操作手順を誤り、ガス漏れ、小規模爆発が発生した。オープンの器具栓を開放状態にしていたことに気付かず、コンロに点火してしまったもの。
5	12. 12	石巻市 消費先	— C級	漏洩爆発	工事ミス	アパートにて都市ガスから LP ガスへの供給切り替え工事中に一消費者居宅内において微量の LP ガスが漏洩し、小規模爆発が発生したもの。仮設容器の設置及び末端ガス栓の交換作業を分担して行っていたところ、バルブが開いていることがガス栓の交換作業員まで伝わっておらず、漏洩してしまった。作業員相互の連絡や安全確認が不十分だったと考えられる。

### 3 電気工事等保安

#### (1) 電気工事等規制の目的

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」，「電気用品安全法」及び「電気工事士法」に基づき，電気工事業者の登録，電気用品販売業者の立入検査及び電気工事士免状交付を行うことにより，電気工作物の保安を確保し，粗悪な電気用品による事故を防止するとともに，電気工事の欠陥による災害発生の防止に寄与することを目的としている。

#### (2) 電気関係事業者等の現状

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく，県内の登録（みなし登録）電気工事業者，通知（みなし通知）電気工事業者数は，表 1 6 のとおりである。

表 1 6 電気関係事業者の状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

		計
登録電気 工事業者	25 年度登録数	53
	累計事業者数	805
	累計営業所数	806
みなし登録 電気工事業者	25 年度届出数	29
	累計事業者数	737
	累計営業所数	750
通知電気 工事業者	25 年度通知数	0
	累計事業者数	0
	累計営業所数	0
みなし通知 電気工事業者	25 年度通知数	0
	累計事業者数	7
	累計営業所数	7

#### (3) 免状の交付

「電気工事士法」に基づく第一種及び第二種電気工事士免状交付の状況は，表 1 7 のとおりである。

表 1 7 免状交付状況（平成 25 年度）

免状の種類	内訳	試験合格者	認定者	資格講習者	計
第一種電気工事士	交付件数	169	15	0	184
免状の種類	内訳	試験合格者	認定者	養成施設 修了者	計
第二種電気工事士	交付件数	1,314	0	77	1,391

#### (4) 立入検査等

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売業者に対する平成25年度の立入検査件数は、表18、19のとおりである。

表18 電気工事業者立入検査等実施状況（平成25年度）

種別	登録事業者	みなし登録事業者	通知事業者	みなし通知事業者
立入件数	112	74	—	—

表19 電気用品販売事業者立入検査状況（市町村長に権限委譲）45店舗（平成25年度）

電気用品の区分	具体的な電気用品名	検査機種数
配線器具	コンセント，マルチタップ，アダプターなど	505
電熱器具	電気カーペット，電気ストーブなど	51
電動応用機械器具	電気冷蔵庫，扇風機，空気清浄機など	89
光源及び光源応用機械器具	電気スタンド	924
電子応用機械器具	テレビジョン受信機など	12
携帯発電機	携帯発電機	26
合 計		1,607